

## 業務管理体制の整備（各サービス共通）

## 目次（項目をクリックすればジャンプします）

- 1 業務管理体制の整備に関する事項の届出 ..... - 3 -
- 2 業務管理体制の整備に関する一般検査の実施 ..... - 4 -

## 1 業務管理体制の整備に関する事項の届出

平成24年4月から指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等(以下「事業者」という。)は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられ、全ての事業者は法人単位で業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。様式等はホームページを参照してください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1009091/1003160.html>

### (1) 整備すべき体制及び届出書に記載すべき事項

| 事業所等の数    | 業務管理体制の内容                                 |                                       |                           |
|-----------|---|---------------------------------------|---------------------------|
| 20未満      | 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者、 <b>法令遵守責任者</b> の選任 |                                       |                           |
| 20以上100未満 |   | 業務が法令に適合することを確保するための規程、 <b>法令遵守規程</b> |                           |
| 100以上     |   |                                       | 業務執行の状況の <b>監査</b> を定期的実施 |

《全ての事業者》  
事業者等の名称又は氏名、主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名

「法令遵守責任者」  
の氏名、生年月日

左記に加え、  
「法令遵守規程」の  
概要

左記に加え、  
「業務執行の状況の  
監査の方法」の概要

#### 《事業所の数の数え方》

- 事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
- 事業所番号が同一でもサービス種類が異なる場合には、異なる事業所として数えます。例えば同一の事業所が居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合は、指定を受けている事業所は2つとなります。
- 事業所の数は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとの事業で数え、条文ごとの事業それぞれについて届出を行うことが必要です。

- ①障害福祉サービス…障害者総合支援法第51条の2
- ②相談支援事業(一般相談支援及び特定相談支援)…障害者総合支援法第51条の31
- ③障害児通所支援…児童福祉法第21条の5の26
- ④障害児入所支援…児童福祉法第24条の19の2
- ⑤障害児相談支援…児童福祉法第24条の38

## (2) 届出先

和歌山市への届出が必要となるのは、障害児入所支援以外の事業の指定を和歌山市のみで受けている事業者です。上記①～⑤のうち、同じ条文内で和歌山市と和歌山県でそれぞれ指定を受けている事業所がある場合には和歌山県に届け出ることになります。和歌山市で障害児通所支援の指定を受け、和歌山県に障害児入所施設の指定を受けている場合は、障害児通所支援に関する届出は和歌山市へ、障害児入所施設に関する届出は和歌山県に届け出ることになります。

| 事業所等の区分                               | 届出先   |
|---------------------------------------|-------|
| 指定事業所等（同じ根拠条文による事業所）が2以上の都道府県に所在する事業者 | 厚生労働省 |
| 指定事業所等（同じ根拠条文による事業所）が全て和歌山市内に所在する事業者  | 和歌山市  |
| 上記以外の事業者                              | 和歌山県  |

## 2 業務管理体制の整備に関する一般検査の実施

和歌山市では、届出のあった業務管理体制の整備内容及び運用状況を確認するため、「和歌山市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」を策定し、届出のあった全ての事業者を対象として、定期的（おおむね3年に1回）に確認検査（一般検査）を実施することとしています。

日頃から法令遵守について自己点検を心掛けましょう！

|                         |         | チェック項目（例）                              |
|-------------------------|---------|--|
| 1                       | 法令遵守責任者 | 法令遵守責任者の役割を明確にしているか？                   |
| 2                       |         | 法令遵守責任者の名前及び役割等を法人内に周知しているか？           |
| 3                       |         | 法令遵守に係る内部通報窓口を設けているか？                  |
| 4                       |         | 法令遵守責任者と各事業所職員との間で会議や研修等で情報共有しているか？    |
| 5                       | 法令遵守の体制 | 事業所が人員・運営基準に適合しているか定期的に確認しているか？        |
| 6                       |         | 介護給付費等の請求が適正か定期的に確認しているか？              |
| 7                       |         | 監督官庁からの指導内容を法令遵守責任者や事業所関係者に報告しているか？    |
| 8                       |         | 内部通報や事故等の報告に適切に対応し再発防止のため事実関係を調査しているか？ |
| 9                       | 研修評価    | 法令等遵守に関する研修を実施しているか？                   |
| 10                      |         | 法令等遵守に関する情報を収集しているか？                   |
| 11                      |         | 法令遵守責任者としての業務の実効性について、評価・改善活動をしているか？   |
| ～以下は、事業所等の数が20以上の法人が対象～ |         |  |
| 12                      | 規程      | 法令遵守規程について法人内部に周知しているか？                |
| 13                      |         | 法令等遵守規程に基づいて行った具体的な取組事例があるか？           |
| 14                      |         | 法令遵守規程の実効性について、評価・改善活動をしているか？          |